

(案)

流通審第 号
平成 31 年 1 月 8 日

流山市教育委員会 様

流山市通学区域審議会
会長 小澤 豊

通学区域の設定について（答申）

平成 30 年 10 月 9 日付け流教学第 791 号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市通学区域審議会（以下「審議会」という。）は、平成 29 年 8 月 1 日に流山市教育委員会から委嘱を受け、平成 30 年 10 月 9 日付け流教学第 791 号で「通学区域の設定について」諮問を受けました。

諮問書では、平成 34 年度開校予定の大畔地区に建設される新設中学校の通学区域の設定及び同校に隣接する中学校の通学区域を変更することについて諮問を受けました。

2 審議会の会議の開催

(1) 平成 30 年 10 月 9 日（諮問）

- ①平成 30 年度児童・生徒数推計及び想定値について
- ②おおたかの森小中学校の児童生徒数及び教室数（新設中学校が開校した場合）について
- ③新設中学校の通学区域案について
- ④通学路について

(2) 平成 30 年 12 月 17 日

- ①新設中学校の住民説明会の報告について

(3) 平成 31 年 1 月 8 日

- ①新設中学校の通学区域設定の審議（答申審議）

審議会は 8 人の市民等と 7 人の関係団体の代表で組織し上記の審議を経て、結論を得たので答申するものです。

3 答申

(1) 通学区域について

- ①学校規模

学校教育法施行令規則第 41 条の規定により「小学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」とされ、中学校の学級数については、同規則第 79 条で第 41 条が準用されている。

②通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令ではおおむね小学校は4 km以内、中学校は6 km以内と定められている。

③通学経路について

法令としての規定はないが、文部科学省の小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針では、交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど、安全な通学経路を確保することができることが重要であるとされている。

④地域コミュニティについて

学校は、町内会、自治会などの各種地域団体の地域活動や防犯・防災活動の拠点としての役割を担っていると同時に、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性等を踏まえて、可能な限り通学区域と地域コミュニティとの整合性を図ることができるように留意する必要がある。

(2) 新設中学校の通学区域の設定及び隣接する中学校の通学区域の変更について

諮問のあった新設中学校及び隣接する中学校の通学区域の設定については、学校規模、通学距離、通学経路、地域コミュニティ等の規定等や現在就学している中学生の実態を踏まえて審議した結果、別図のとおり答申いたします。

なお、通学区域変更に係る詳細な地番等については、土地区画整理事業における換地処分が行われ、平成30年度に字及び地番変更が見込まれていることから、その時点で通学区域の住所表示一覧表を作成し、明確に対応することが好ましいと考えます。

新設中学校の通学区域境については、新設小学校及び小山小学校で新設中学校の通学区域内に居住している生徒（※小山小学校の児童については、平成33年度、都市軸道路3・2・25下花輪駒木線を境に、北側が八木北小学校区、南側を小山小学校区となるため、南側にお住みの方が対象となる。）を通学区域と設定しています。

また、中学校の建設地であり、西初石中学校の通学区域である大畔地区については、新設中学校区とするのが妥当であると考えました。

さらに、現在、小山小学校区である駒木地区で、常盤松中学校の方が近い生徒についても常盤松中学校の教室不足が見込まれることから、新設中学校の通学区域にせざるを得ないと判断します。

なお、実施時期については、新設中学校が開校する平成34年4月から実施するべきと考えます。

4 附帯意見

(1) 通学区域について

通学距離、学校規模、通学経路、地域コミュニティを踏まえ通学区域を設定することが望ましいと考えるが、当該地域については、生徒数が急増していることから、可能な限り生徒の学校生活におけ

る安全を考慮し対応すること。

(2) 安全対策について

新設中学校までの通学経路には、交通量の多い交差点等があり、横断時の安全確保や防犯対策を必要とする箇所等も考えられることから交通安全及び防犯対策については、道路の整備状況を注視しながら関係部局と十分協議し、生徒の登下校における安全の確保に努めること。

(3) 指定学校変更について（新設中学校の通学区域）

① 兄弟姉妹がいる場合は別として、おおたかの森中学校の1・2年生は、新設中学校へ移っていただく。

ただし、おおたかの森中学校に就学し、平成34年度から新設中学校区に変更となる中学3年生の生徒については、高校受験も控えていることから、引き続き、おおたかの森中学校へ通学できるよう、指定学校変更を許可するように柔軟な対応を図ること。

② 西初石中学校の通学区域の大畔地区は、指定学校変更により西初石中学校に通学することができるように柔軟な対応を図ること。

(4) 指定学校変更について（おおたかの森中学校の通学区域）

おおたかの森駅南口及び東口商業地域については、指定学校変更により新設中学校へ就学することができるように柔軟な対応を図ること。

(5) 児童・生徒数推計及び想定値について

今後も新設中学校、おおたかの森中学校の生徒が増加することが見込まれることから、定期的に人口動態等を注視し、対策を講ずること。

5 おわりに

流山おおたかの森駅周辺では、土地区画整理事業の施行により、マンション、戸建て住宅の建設が進み、市外からの転入者、特に子育て世代の転入が多く、今後も生徒数の増加が続くことが見込まれます。

学校規模の面での教育の質の確保及び生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう希望します。